

4 災害時の自主防災活動

災害時には、自主防災組織で、隣近所の安否確認、消火・救出活動などを行うことになるでしょう。防災訓練などを通じて、どのタイミングで何をすべきか、一連の対応行動について理解しておきましょう。

また、大きな地震が発生した場合に、各自や家族で「自分の身を守る」ための行動をとって、火の始末、ドアなどを開けての逃げ道の確保、家族の安否確認（大津波警報などが発表されたならば、沿岸地域では津波避難の実施）などを実施するよう周知しましょう。

「地震だ！そのときどうする？」（防災ハンドブック 保存版 P11～12 参照）

4-1. 地震発生時に自主防災組織に求められる活動

地震発生時に自主防災組織に求められる活動は、おおむね以下のとおりです。それぞれの活動に当たっては、要配慮者への配慮を忘れないようにしましょう。

表 4-1 地震発生後の時間経過と活動

経過時間	状況	自主防災組織の活動
発災～数分	地震発生 揺れの収束	（各自・家族での自分の身を守るなど）
数分～数時間	倒壊家屋の発見 負傷者の発見 近所家屋の火災の発見 要配慮者などの安否確認及び避難支援	情報収集・伝達 ⇒安否確認 出火防止・初期消火 救出活動、応急救護、搬送 ⇒所在確認 ⇒救出活動 ⇒応急手当 ⇒負傷者の搬送 避難 ⇒避難支援
～当日夜または数日	自宅等が倒壊した家族は、宿泊可能避難所等での避難生活 在宅での被災後の生活	避難生活の支援 ⇒避難所の開設・運営 ⇒給食・給水、救援物資の配給 ⇒在宅被災者のサポート

4-2. 情報収集・伝達

的確な応急対応を行うためには、災害情報の正確かつ迅速な収集・伝達が必要不可欠です。特に、デマ等によりパニックが起きないようにする必要があります。

(1) 収集・伝達すべき情報

各自が防災行政無線、ふなばし災害情報メール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等により災害情報を入手するほか、自主防災組織としても巡回等を行い、地域内の被害状況を迅速に把握しましょう。その上で、それらの情報を地域内で共有し、必要な対応をとりましょう。

収集する情報で最も重要なものは「人命に関わる情報」です。この情報については、直ちに対応する必要があります。



表 4-2 収集すべき情報

災害情報	<ul style="list-style-type: none">• 地震に関する情報• 土砂災害警戒情報• 津波注意報、津波警報、大津波警報等の発表状況 など
避難情報	<ul style="list-style-type: none">• 避難勧告、避難指示（緊急）などの発令状況
被害の状況	<ul style="list-style-type: none">• 人的被害 ⇒ 死者、行方不明者、負傷者（重傷者・軽傷者）、閉じ込められた者• 住家被害 ⇒ 全半壊、火災• 崖崩れ• 近隣の公共施設の被害 ⇒ 道路、橋りょう、河川等の被害状況 など
その他	<ul style="list-style-type: none">• ライフラインに関する情報 ⇒ 電気、水道、ガス、電話等の被害状況• 救援に関する情報• 給食・給水、救援物資に関する情報 など

情報収集・伝達のポイント

- 情報を入手した場合は、必ず情報源を確かめます。地震後は根拠のないデマが流れやすく、また、異常な心理状態のため、冷静な判断力が失われることがあるので注意が必要です。防災行政無線や市の広報車、テレビ・ラジオなどで正確な情報を確認し、混乱が起こらないようにしましょう。
- 情報収集を迅速に行うため、事前に情報班の方々の情報収集区域、情報収集内容を割り当て、担当者を決めておきます。
- あらかじめ地域内で情報を集めて連絡する場所（避難所または町会・自治会等の会館など）を決めておき、地域の人々に周知しておきましょう。
- 5W1H（誰が、何を、いつ、どこで、なぜ、どのように）が抜けないようにし、火災や避難などの重要な情報は、必ずメモをしておきましょう。
- 伝達手段として、メガホン、掲示板、回覧板なども効果的に活用します。

（2）安否確認

あらかじめ地域で決めておいた方法により、要配慮者のみならず、地域住民全員の安否確認を行います。

安否確認をすることで、倒壊建物や転倒家具の下敷きになり、救出が必要にもかかわらず存在を知らせることができない人などの救出漏れを防ぎ、犠牲者を減らす第一歩となります。

安否確認のポイント

- 安否確認は、要配慮者だけでなく、地域住民全員について行いましょう。
- 安否確認表や地域住民の名簿などを基に、町会、自治会、マンション管理組合の役員・班長が、あらかじめ地域で決めた安否確認の方法で手分けして全世帯の安否確認をしましょう。
- 安否確認の結果は、自主防災組織ごとにまとめ避難所などを通じて市災害対策本部へ速やかに報告しましょう。

(3) 情報の流れ

市災害対策本部では、市役所や消防局などの情報に加え、各地域から寄せられた情報に基づき、避難、消火、救助、支援等の応急対策について判断し、関係機関や地域の方々に指示・伝達等を行います。

このため、各自主防災組織は、以下のような情報をとりまとめ、避難所の職員に報告しましょう。

- ・人的被害⇒ 死者、行方不明者、負傷者（重傷者・軽傷者）、閉じ込め
- ・住家被害⇒ 全半壊、床上・床下浸水
- ・公共土木施設の被害⇒ 道路、橋りょう、河川等
- ・ライフライン被害⇒ 上下水道施設、ガス施設等
- ・火災
- ・崖崩れ
- ・その他の被害 など

市災害対策本部への報告のポイント

- 被害発生現場や被害の概要など、優先順位を考えて報告しましょう。必要に応じて、防災関係機関に対し出動要請を行う場合もあります。
- 「被害なし」という報告も、災害の全体像を把握するための重要な情報になります。忘れずに報告するようにしてください。

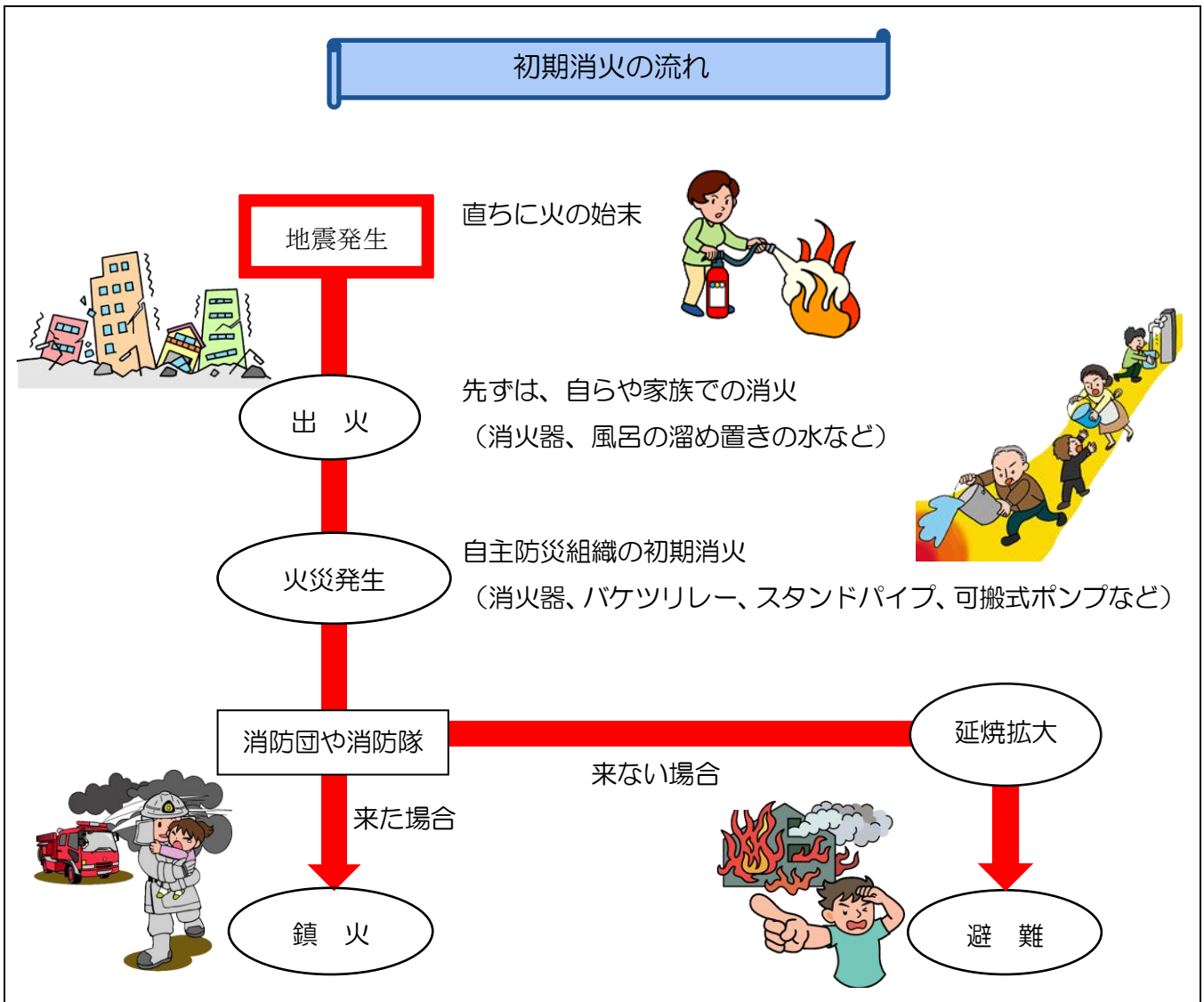
4-3. 初期消火

火災が発生した場合は、まずは自らや家族で、次いで、地域で協力して初期消火活動に当たります。

初期消火には、消火器やバケツリレーによる消火活動、スタンドパイプや可搬式ポンプを使った消火など様々な方法があります。また、断水によって水道が使えない場合は、風呂の水や井戸水、近くの水路やプールの水などを使います。

火災を大きくしないためには、出火してから数分間が勝負です。火災を発見したら、大声で「火事だ!」と叫び、まず周囲に知らせます。その上で、消防機関に通報するとともに、周囲の人と協力しながら消火活動を実施しましょう。ただし、災害時は、同時多発的に火災が発生するため、消防団や消防隊が来られない場合もあります。

地域で行う初期消火活動はあくまで火災の延焼を防止することが目的ですので、決して無理はしないようにしましょう。消防隊や消防団が到着したら、その指示に従いましょう。



4-4. 救出活動・応急救護・搬送

大地震発生時には、家屋の倒壊などにより多数の生き埋めや閉じ込めが発生することが予想されます。自主防災組織を中心に、地域の方々に協力して1人でも多くの方を助けましょう。

(1) 安否確認

家族の安否が確認できたら、近隣の方々が無事かどうか確認を行います。所在が分からない場合は、大きな声で叫び、反応を確かめます。助けを求める人が声を出せない場合もあるので、防災笛の音や物を叩く音など所在を知らせる音を聞くために、静かにして確認する時間も作ります。

日頃から近隣の家族構成を把握し、安否確認の方法を決めておくと、どこで誰が救助を必要としているか、いち早く知ることができます。



(2) 転倒家具や倒壊家屋からの救出活動

転倒家具や倒壊家屋にはさまれている人を見つけたら、まずは、その人に声をかけ、安心感を与えましょう。

居場所が分かったら、救出のための人を集めましょう。倒壊家屋等に挟まれている人の姿が見える場合には5~10人、見えない時は20人程度を目安とし、救出を手伝う人が大勢の場合は、リーダーを決め、手順を確認しながら作業を進めていきます。

救出に当たっては、覆い被さっているものをできるだけ除去したり、「てこの原理」を利用して隙間を作ったりして、痛みを和らげていきます。はさまれている人に声をかけ続け、不用意に引きずり出したりせず慎重に作業しましょう。

救出活動のポイント

- 作業中は、余震の有無や足場の安全などを確かめ、二次災害が起こらないよう注意しましょう。
- ノコギリ、ハンマー、バール、ジャッキ、ロープなどの資機材を備えておきましょう。
- チェーンソー、可搬ウィンチ、エンジンカッターなどは、扱いが難しい道具であるため、日頃から訓練している人が使うようにします。

(3) 応急救護

自主防災組織で対応できる応急手当には、以下のようなものがあります。

① 体位管理

負傷者は速やかに安全な場所へ運び、身体を安静にさせます。その際に本人が希望する体位が基本ですが、「負傷部位を悪化させない」「呼吸が楽にできる」体位にすることが大切です。

② 心肺蘇生法

反応がなく、普段どおりの呼吸（正常な呼吸）がなければ、直ちに胸骨圧迫を開始します。胸の真ん中（胸骨の下半分）を重ねた手で「強く、早く、絶え間なく」30回連続して圧迫した後、人工呼吸を2回行います。なお、人工呼吸をためらう場合等は、胸骨圧迫だけを行います。

AEDが近くがあれば、AEDの音声指示に従って、応急手当を行います。



③ 止血法

大出血は生命の危険に関わることなので、その場合は直ちに止血をする必要があります。傷口を観察して、止血法を試みます。

④ 骨折に関する応急処置

下記の症状が見られるときは、骨折している可能性があります。骨折かどうか判断がつかない場合は、骨折しているものと考えて処置をすることも必要です。

骨折している場合には、そえ木や三角巾などで固定を行いましょう。そえ木がない場合には、傘や雑誌・段ボール等で代用することも有効です。

- 腫れ、内出血による皮膚の変色がある
- 局所に強い痛みがあり、触れただけで激しく痛む
- 手足の場合、左右を比べると外形上に変形が認められる
- 痛みのため動かすことができなくなる



⑤ やけど

やけどは流水で十分に冷やします。靴下など衣服の上からやけどをした場合は、無理に脱がさずそのまま冷やします。水ぶくれを破らないように注意しましょう。

重症の場合は、流水で冷やしながらか一刻も早く医師の手当を受けます。

- 応急手当は、消防署が行う救命講習で修得することができます。しっかり身に付けるために、定期的に受講しましょう。防災訓練などと合わせて、受講するのもよいでしょう。

(4) 負傷者の搬送

救出された負傷者は、まずは安全な場所へ運びます。けがの程度に応じて、避難所内に開設された応急救護所、市内の病院、市立医療センターまで搬送する必要があります。

道路が被災したり渋滞が起きたりして車での搬送が難しい場合は、人力で搬送しましょう。

人力による搬送のポイント

- 担架などの道具が備蓄してある場合は、有効に利用しましょう。
- 道具がない場合は、以下のような方法で搬送することができます。
 - ・毛布やTシャツと棒を利用して簡易担架を作る。(P.45 参照)
 - ・座ることができる場合には、椅子を利用する。
 - ・一人または二人で抱える。



4-5. 要配慮者に対する避難支援

大地震により津波警報が発表された場合や大規模な火災が発生した場合など、地域の人々の生命・身体に危険が及ぶ場合は、直ちに安全な場所へ避難することが必要になります。

特に、津波警報が発表された場合には、要配慮者に対して、家族・地域で協力し合って、近くの高台、津波一時避難施設、鉄筋コンクリート製の建物の3階以上への避難を支援しましょう。

要配慮者に対する避難支援には、地域内で事前に個別の避難支援方法を計画しておくことが必要ですから、平常時に要配慮者が地域にいるかどうか、一度話し合っておきましょう。



4-6. 避難生活の支援

(1) 避難所の開設・運営

各宿泊可能避難所に備え付けてある「避難所運営マニュアル」（市で作成）に従いながら、避難所運営委員会が中心となって、避難者がお互いに協力して避難所を開設し、運営します。

① 避難所の開設方法

避難所は、原則として、あらかじめ指名された市職員又は施設管理者が開設します。

しかし、緊急時は自主防災組織が開設しなければならない場合もあるため、その場合の手順をあらかじめ確認しておきましょう。

② 避難所の運営方法

避難所運営委員会は、班ごとに分かれてそれぞれの活動を行います。班員数は、避難者数に応じて調整を行いましょ。う。

宿泊可能避難所は、一定期間、同じ地域の住民同士が顔を合わせる場でもありますので、自主防災組織を中心に地域の人々同士で協力し合い、秩序ある避難生活が営まれるように努めましょ。う。避難生活では、住み慣れた自宅とは異なり、多くの人々が不便さを感じます。特に、高齢者や身体に障害のある方、乳幼児や妊婦などへの配慮が必要となります。

また、避難所は大人と子どもなど多様な人々が共同で生活をする場となります。そのため、被災者同士の助け合いやボランティアなどで、それぞれができること・得意なことを出し合っ、て、「手伝っ、て」と言いやすい雰囲気作りを心がけましょ。う。

また、女性の視点を取り入れて避難所を運営するなど、避難者のプライバシーに対する配慮も必要です。

(2) 在宅被災者へのサポート

自宅の被害が少なく在宅被災者として過ごす高齢者や障害者の中には、被災者登録や避難施設まで支援物資等を受け取りに行くことが難しい方もいらっしゃいます。

このような支援が必要な在宅被災者が近隣にいる場合は、自主防災組織を中心に助け合いましょ。う。

4-7. 風水害時における留意点

風水害については、突然に起きる大地震と異なり、事前に気象警報や、市が発令する避難勧告等の情報を得て、市民の皆様が早めに避難することで人的被害を抑えることができます。

自主防災組織は、気象情報や避難情報の収集方法を把握し、地域住民に周知するとともに、風水害時には、住民の方々の避難支援を行いましょう。

(1) 気象情報

気象警報は、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかける予報で、気象庁が発表します。

表 4-3 警報の種類と説明

大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表します。 雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれがある場合は発表を継続します。
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続します。
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、市長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の参考となるよう、千葉県と銚子气象台が共同で発表する防災情報です。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、まれにしか観測しない雨量であることをお知らせするために発表するものです。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、銚子气象台が発表します。 竜巻注意情報の有効期間は発表から1時間です。

(2) 避難情報

市は、人的被害が発生する可能性が高まった場合、以下の避難情報を発令します。

表 4-4 避難情報と市民がとるべき行動

避難情報	発令時の状況	市民がとるべき行動
避難準備・高齢者等避難開始	人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none">要配慮者や避難行動に時間を要する住民等は、避難行動を開始（避難を支援する者は支援行動を開始）上記以外の住民等は、家族等との連絡、非常用持出品の準備等、避難準備を開始
避難勧告	人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none">通常の避難行動ができる住民等は、避難所等への避難を開始
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none">前兆現象の発生など人的被害の発生する危険性が非常に高い状況人的被害の発生した状況	<ul style="list-style-type: none">避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※「避難準備情報」が「避難準備・高齢者等避難開始」へ、「避難指示」が「避難指示（緊急）」へ変更されました。

(3) 事前避難の呼びかけ・避難支援

風水害による洪水やがけ崩れのおそれがある場合は、まず、テレビやラジオ等で正しい情報を得ます。同時に、地域住民に対し、非常持出袋の準備や連絡方法の確認、増水した川やがけ下などの危険箇所に近寄らないなどの注意を喚起します。

市からの「避難準備・高齢者等避難開始」については、防災行政無線、テレビ、ラジオ、ふなばし災害情報メール、緊急速報メール、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、広報車などあらゆる手段で伝達します。雨や風が強い場合は、防災行政無線からの放送が聞こえない場合もありますので、自主防災組織は、浸水予測区域やがけの近くに住んでいる人に対して、多様な手段で情報を集める準備をするように呼びかけておきましょう。

なお、事前の避難は、市が開設した公民館などの避難所への避難のほか、自宅の2階やがけの反対側の部屋などへ移動する方法もあり、状況に応じた適切な対応が求められます。

市から「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された時に、地域内の浸水のおそれがある地区やがけ崩れのおそれがある地区に住んでいて、一人で避難できない方がいる場合は、自主防災組織で避難支援をしましょう。

